

## 公立高等学校の授業料等について

### ■ 授業料等の額（大阪府立高校の場合）

課 程	入学検定料	入 学 料	授 業 料	学校諸費等
全日制	2,200 円	5,650 円	118,800 円(月額 9,900 円)	学校・課程等で 異なります。
定時制	950 円	2,100 円	32,400 円(月額 2,700 円)	
通信制	800 円	500 円	1 単位あたり年額 330 円	

### ■ 高等学校等就学支援金制度（公立）

#### 1 制度の概要

就学支援金は、親権者（保護者等）の所得等が要件を満たす生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担する制度です。保護者等に現金が支給されるものではありません。また、返済の必要はありません。なお、就学支援金制度の対象は授業料のみですので、学校諸費等は、すべての生徒が支払うことになります。

#### 2 支給対象となる者

府内の公立高校に在学する生徒で、以下の要件の全てに該当する者となっています。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高校等を卒業し又は修了したことがない者
- (3) 高校等に在学した期間が通算して 36 月を超えていない者（定時制課程・通信制課程は 48 月）
- (4) 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が 50 万 7,000 円未満の者（父母両方の合算額になります。）

※ 上記は、平成 31 年度の要件です。2020 年度以降、一部が変更になることがあります。

#### 3 支給事務の流れ

- (1) **受給資格認定申請**（入学年度の 4 月に学校で手続きが必要です。）

前年度の課税状況（前々年の収入額によるもの）で、受給資格の認定と、1 年生の 4 月分から 6 月分までの支給（授業料の支払い）について判定します。入学時に所得が超過している場合などは、各学年の 7 月に再度、受給資格の認定申請を行うことができます。また、保護者等の状況に変更があった場合は、随時、認定申請を行うことができます。

- (2) **収入状況届**（課税証明書等を添付する場合、各学年の 7 月に学校で手続きが必要です。）

当該年度の課税状況（前年の収入額によるもの）で、7 月分から翌年 6 月分（最終学年は翌年 3 月分）までの支給（授業料の支払い）について判定します。また、認定後に死別や離婚、養子縁組など、保護者等の状況に変更があった場合にも、収入状況届が必要です。

#### 4 添付書類（個人番号カード（写）等） 下記(1)～(5)のいずれか 1 つを添付してください。

- (1) マイナンバー通知カード（写し）
  - (2) マイナンバーカードの裏面（写し）
  - (3) マイナンバー付きの住民票（写し）
- <何らかの事情でマイナンバーを提出できない場合>
- (4) 住民税 課税(非課税)証明書の原本（全部の事項を記載したもの、コピー不可）
  - (5) 【生活保護世帯】生活保護受給証明書の原本（コピー不可）

※ 受給資格認定申請書・収入状況届出書の用紙と記入要領等は、学校から配付します。

#### 【お問い合わせ先】

大阪府教育庁施設財務課就学支援金担当

電話:06-6944-6914

大阪府ホームページ「府立高等学校の授業料と就学支援金について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/>